特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
21	障害者自立支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。

障害者自立支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年7月22日

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法に基づき、障害児又は障害者への介護給付、訓練等給付、相談支援等障害福祉サービスの提供及び自立支援医療費の支給等に関する事務を実施している。 帯広市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。 ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付費及び医療費の支給申請及び異動・喪失等の届出と費用徴収に関する事務 ②障害福祉サービスの利用申請に基づく障害支援区分の認定に関する事務 ③自立支援医療に係る申請、記載内容の変更届、返還における関係書類記載内容の確認及び北海道への進達事務
③システムの名称	障害福祉・自立支援医療システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一(項番84)
4. 情報提供ネットワークシ	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する] 2) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・別表第二で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(項番16、26、56の2、87、116) ・別表第二第四欄で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(項番57) (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番108、109、110)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部福祉支援室障害福祉課 市民福祉部こども福祉室子育て支援課
②所属長の役職名	障害福祉課長 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所総務部組織人事室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は帯広市役所市民福祉部福祉支援室障害福祉課(電話0155-65-4148) 又は郵便番号080-0808 帯広市東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター内 帯広市役所市民福祉部こども福祉室子育て支援課(電話0155-25-9700)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所市民福祉部福祉支援室障害福祉課(電話0155-65-4148) 又は郵便番号080-0808 帯広市東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター内 帯広市役所市民福祉部こども福祉室子育て支援課(電話0155-25-9700)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未	(任意実施) 1万人未満 0万人未満 10万人未満			
いつ時点の計数か			令和4年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和4年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重) 3)基礎項目評価書及び全1	点項目評価書 項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	点項目評	『価書又は全項目評価書において、リスク対	策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]4	を託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) []技	是供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ —1	令和2年6月30日	令和3年6月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月1日	Ⅱ -2	令和2年6月30日	令和3年6月1日	事後	計数の時点変更
令和4年6月30日	Ⅱ —1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	計数の時点変更
令和4年6月30日	Ⅱ —1	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更
令和4年6月30日	Ⅱ -2	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	計数の時点変更